

## 意外と知らない住民税

所得税に比べ、あまり気にされていない住民税ですが、今回は住民税の概要について少し触れさせて頂きます。

住民税とは、都道府県や市町村が行う行政サービスを維持するため、必要な経費を負担する税金です。法人と個人に課されますが、ここでは主に個人住民税について述べたいと思います。

### 1) 住民税とは？

住民税は道府県民税と市町村民税の2つを合わせたものです。その年の1月1日現在の居住地で判断され、金額は「前年」の1月から12月までの所得に応じて決まる「所得割」と、納税者に一律に課される「均等割」の合計額となります。

#### ●所得割とは…

前年の所得に応じて課される税金で、標準税率は市町村民税が6%、道府県民税が4%（指定都市では各々8%と2%）、合わせて10%です。

#### ●均等割とは…

住民全てに一律に一定額を課す税金で、標準税率は、市町村民税及び特別区民税（東京都）が3,500円、都道府県民税が1,500円の合計5,000円です。

ただし、両者とも自治体により税率が異なることもありますし、独自の税金（神奈川県の場合、水源環境保全税等）が上乗せされたりするので、一概にこの金額にはなりません。



### 2) 所得の把握の仕方は？

皆様がお住まいの自治体は、どのように前年の個人の所得を把握しているのでしょうか？

これは、勤めている会社や税務署から情報を得ています。会社は、前年の給与の年末調整後、給与支払報告書を従業員のお住まいの自治体に提出します。個人事業主や一部の会社員は所得税の確定申告を行うことで、各人のお住まいの自治体に所得の情報が共有されます。

### 3) 納税方法

住民税の納税方法は2種類あります。

#### 《普通徴収》

納税者が自ら地方自治体に納税する制度です。

自治体が個人に納税通知書を交付し、6月、8月、

10月、1月の4回で分割して納付します。

対象者は下記の方が挙げられます。

- ・個人事業主（給与所得者以外）
  - ・退職して次の就職先が決まっていない人
  - ・就職先は決まっているが申請手続き中の人
  - ・特別徴収から普通徴収への切替が認められた人
- 《特別徴収》

会社が従業員の毎月の給与から、年金機構が年金受給者から住民税を預かり、本人の代わりに市区町村へ納める制度です。

会社が納める場合、下記のような流れとなります。

5月、自治体が会社へ各従業員の住民税額を通知（特別徴収税額通知）する。

- 会社はその税額を従業員へ通知する。
- 会社は、従業員へ支払う各月の給与から住民税を控除する（特別徴収）。
- 会社から市区町村へ、住民税を納付する

### 4) 退職者がいる場合

従業員が定年や転職などで退職した場合には、以下の3つのパターンがあります。

- ① 普通徴収に切り替え、給与から未徴収の税額を退職者本人が納付する。
- ② 未徴収税額を給与や退職金から一括徴収し、会社が納付する。
- ③ 転職先で継続して特別徴収を行う。

### 5) 滞納すると？

特別徴収の場合は会社が、普通徴収の場合は個人が、納付期限を過ぎても納付しなかった場合、滞納が発生することになります。

納付期限日から一定期間経過後に督促状が届き、滞納期間の日数に応じて延滞金が加算されます。自治体の担当者と相談して分割払いにしてもらうこともできますが、それでも滞納が続き、度重なる支払の催促や督促状を無視した場合は、納税者の財産調査が行われ、最終的には財産の差押えとなってしまいます。

なんとなく納めているように思える税金ですが、中身を少し知ることで、身近に感じてもらえる良い機会になれば幸いです。

（文責：逗子支店 甲斐信枝）